明日の農業担い手育成杉戸塾運営に関する要領

（目的）

　第１条　この要領は、明日の農業担い手育成杉戸塾設置要綱第７条の規定に基づき、明日の農業担い手育成杉戸塾（以下「担い手塾」という。）の運営に必要な事項を定める。

（塾生の範囲）

　第２条　担い手塾が塾生として受け入れる対象者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

　（１）町内の農地を活用し、新たに農業経営を始めることに意欲があること。

　（２）担い手塾入塾時に杉戸町民であり、町内において農業を主な生活の基盤とし、農業に年間１５０日以上従事できること。

　（３）農業大学校（各大学農学部を含む）等の卒業者又は農業実務経験者（専業農家への１年程度の研修を含む）であること。

　（４）塾生の認定申請時における年齢が、満１８歳以上６０歳未満であること。

（研修期間）

　第３条　塾生の研修期間は、２年間とする。ただし、担い手塾が認めた場合は、研修期間を１年間の範囲内で短縮又は延長することができる。

（塾生に関する審査）

　第４条　塾生の認定・取消・修了に関する審査は、塾の構成員により実施する。

（塾生の認定の申請）

　第５条　塾生の認定を希望する者は、明日の農業担い手育成杉戸塾入塾申込書（様式第１号）および履歴書を塾長に提出するものとする。

（塾生の認定）

　第６条　塾長は、前条の申請があった場合は、第４条の審査を経て、塾生の認定の可否を決定する。

　　２　塾長は、前項の決定をした場合は、明日の農業担い手育成杉戸塾塾生認定結果通知書（様式第２号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（誓約書の提出）

　第７条　前条第２項の規定により塾生の認定を通知された者は、速やかに明日の農業担い手育成杉戸塾塾生誓約書（様式第３号）を塾長に提出するものとする。

（辞退・退塾の手続等）

　第８条　塾生を辞退・退塾しようとするときは、明日の農業担い手育成杉戸塾塾生辞退・退塾届（様式第４号）を塾長に提出するとともに、当該届を提出した日から３０日を経過する日までの間に、研修で使用した農地を研修開始時の状態に回復させなければならない。

（認定の取消）

　第９条　塾長は、塾生が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、第４条の審査を経て、当該塾生の認定を取り消すことができる。

　（１）健康を著しく害し、研修を続けることが困難となった場合

　（２）研修中の態度が著しく不誠実であり、かつ、改善することが見込まれない場合

　（３）重大な法令違反をし、刑罰を受けた場合

　（４）研修農場等の適切な管理を怠っている場合

　（５）研修修了後に確実に就農することが見込まれない場合

　（６）前各号に掲げるもののほか、塾生の認定を取り消すことが適当であると認めた場合

　　２　塾長は、前項の取り消しをしたときは、明日の農業担い手育成杉戸塾塾生認定取消通知書（様式第５号）により、当該塾生に通知するものとする。

　　３　前項の通知を受けた塾生は、速やかに研修で使用した農地を研修開始時の状態に回復させなければならない。

（費用の返還）

　第１０条　塾長は、塾生が辞退した時（健康上の理由による場合を除く。）若しくは認定を取り消されたとき（前条第１項第１号に該当する場合を除く。）又は正当な理由なく就農しなかったときは、当該塾生に対し、研修期間中に要した費用の返還を求めることができる。

（研修の修了）

　第１１条　塾長は、担い手塾での研修により、就農することが見込まれる塾生に対して、第４条の審査を経て、研修の修了の可否を決定する。

　　２　塾長は、前項の規定により研修の修了を決定した場合は、明日の農業担い手育成杉戸塾修了認定書（様式第６号）により、当該塾生に通知するものとする。